

I 子どもの権利救済機関の制度

- 1 制度の趣旨**
- 2 運営体制**
- 3 運営の基本姿勢等**
- 4 制度の仕組**

I 子どもの権利救済機関の制度

1 制度の趣旨

『すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。』

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」といいます）」は、この一文から始まります。

この条例は、「子どもの権利」を子ども自身が正しく学ぶとともに、社会の一員として尊重される中で、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、社会全体で保障していくことをねらいに制定されており、同時に、いじめなどで現に悩み苦しんでいる子どもに対しては、迅速かつ適切な救済を行うことを規定しています。

「札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター（以下「アシストセンター」といいます）」は、この『救済』を目的として、平成21年4月1日の条例施行と同時に、条例に基づく救済委員制度として設置されました。

アシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところであり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」「意見表明」「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

(1) 組織

アシストセンターには、「救済委員」のもと「調査員」と「相談員」のスタッフがあります。「救済委員」は相談や調査・調整の実務全体を統括します。「調査員」は、救済の申立てなどに基づく調査や調整を行います。「相談員」は、子どもや保護者などからの相談に対応します。

このほか、関係機関との連絡調整、庁内外への広報業務、各種統計処理などを担うため、事務局職員が配置されています。

救済委員 (2名)	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する（平成23年4月現在、大学教授及び弁護士）
調査員 (3名)	児童福祉、臨床心理、人権、教育などに専門的知識を有する者
相談員 (7名)	相談又は指導などの経験を有し、子どもの権利保障の推進に熱意を有する者
事務局 (4名)	事務局長（子ども育成部長兼務）、事務局次長、係長及び担当職員

(2) 相談・救済の対象

① 子どもの年齢要件

18歳未満の子どもが対象です。なお、18歳又は19歳であっても、高校3年生など18歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります。

② 子どもの居住地

札幌市内に在住する子どもが対象です。ただし、札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通っていたり、入所していたりする子どもは、相談や救済の申立ての原因

となった事実が札幌市内で発生した場合には対象となります。

③ その他の対象要件

申立ては、原因となった事実があった日から3年を経過していないものが対象です。また、相談や救済の申立ては、子どもに限らず、保護者をはじめ、だれでも行うことができます。

(3) 開設時間

- ・月曜日～金曜日 午前10時～午後8時
- ・土曜日 午前10時～午後3時
- ※日曜日・祝日・年末年始は休み

(4) 受付方法

- ・電話（子ども専用の通話料無料電話 0120-66-3783、大人用 011-211-3783）
- ・メール（assist@city.sapporo.jp）
- ・面談

(5) 事務局及び救済機関の設置場所

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階、電話 211-2946 Fax211-2948）

3 運営の基本姿勢等

(1) 基本姿勢（平成21年4月1日救済委員会議決定）

- ・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- ・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- ・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

(2) 相談・救済の申立てにおける基本的対応（平成21年4月1日救済委員会議決定）

相談は、子どもの権利侵害だけではなく、子どもにかかわるさまざまな悩みを幅広く受けま

す。
救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とします。解決のために必要なときは調査や調整を行います。相手をいさめたり、白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

ひとくちメモ

子どもの権利って？

子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが、子ども期を生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、いわば、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もがもっており、日本国憲法や子どもの権利条約で保障されているものです。

4 制度の仕組

救済機関の対応は、子どもや保護者などからさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。

相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて関係機関に対する調査などが行われ、その結果、勧告や意見表明が発せられる場合があります。

